

政令第二百三十三号

株式会社企業再生支援機構法の施行期日を定める政令

内閣は、株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

株式会社企業再生支援機構法の施行期日は、平成二十一年九月二十八日とする。